

論文

町内会・自治会活動におけるエージェンシーと自己形成

松田 武雄

Agency and Self-Formation in Neighborhood Association

MATSUDA Takeo

要 旨

本稿は、町内会・自治会の組織や活動の在り方を問おうとするものではない。地縁的集団的活動としての町内会・自治会活動に地域住民としての個人が役員として参加することにより、個人と「地域共同体」としての町内会・自治会との矛盾、相互関係に焦点をあて、そこを媒介として個人の「善き生」がどのように実現され、一定の人々には自律的な自己形成が可能となる様相を描くことを目的としている。その際、アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチとエージェンシーの理論を援用する。

キーワード

町内会・自治会 エージェンシー ケイパビリティ 福祉の自由 自己形成

目 次

- I. 地縁的共同体と自己形成
- II. 個人の福祉とエージェンシー
- III. T氏にとっての福祉のための自由
- IV. 町会の役員とエージェンシー
- V. 公民館活動、個人・地域の福祉の実現、自律的な自己形成

注

文献

I. 地縁的共同体と自己形成

本稿は町内会・自治会をテーマとしているが、その組織や活動について考察するものではない。本稿では、町内会・自治会は地域社会教育の重要な基盤と捉え、地域社会教育と町内会・自治会のハイブリッドな重なりの中での人々の活動を通して、個人の自己形成の諸相について考えることを目的としている。

このことを考察するにあたり、長野県松本市の公民館活動(地区公民館と町内公民館)と町会活動、特にW地区を具体的な分析の舞台とする。私は、かつて松本市から依頼を受けて「町会等実態調査」を実施しており^{註1}、その後も、松本市の調査を継続してきたこともあり、事例として取り上げるには最適である。

松本市の人口は237,191人(2021年12月1日現在)、中央公民館1館、地区公民館35館(ほぼ小学校区に1館)、町内公民館490館、町会は491である。1町会にはほぼ1町内公民館が設置されているが、建物を持たない町内公民館もある。

松本市は、社会教育、特に公民館活動が、地域づくりに接続した先進的な実践を展開している地域として知られている。地区公民館と町内公民館・町会が連携して、福祉の地域づくりを開拓しており、拙著においても考察している^{註2}。町内会・自治会は、その非民主性や行政の下請け機関としての性格などが批判されてきたが、松本市の場合、各地区、町会によって違いはあるものの、総じて民主的な運営への努力がなされてきたように思う。その背景の一因として、地域に根ざし住民が主体となった地区公民館の活動があり、住民の地域活動を支援する公民館職員の存在があったと思われる。

このような町内会・自治会という地縁的共同体に対する私の関心は、かなり以前に遡る。大学の卒業論文で、ロシアの19世紀における共同体思想をまとめたいと思ったが(結局できなかった)、それは、和田春樹氏のロシア思想史の講義^{註3}で、マルクスが「ヴェーラ・ザスーリッチへの手紙」において、ロシアのミール共同体を「ロシアにおける社会再生の拠点」となるという評価をしたことを学び、そのことに触発されたものであった。それ以来、地縁的共同体への関心を持ち続けてきた。

その後、沖縄に暮らすことになり、沖縄の集落共

同体をリアルに体験できたことは意味深いことであった。特に、2年間、地域の自治会長の職に就いて、地域自治会の活動を直に経験することができたのは貴重な活動体験であった。

日本の地縁的共同体と言えば、相貌は大きく歴史的に変化しているとはいえ、私たちはまず町内会・自治会を思い浮かべるであろう。町内会・自治会については、行政の下請け機関、非民主的な組織性格、個人の自由の被拘束性、などの批判が寄せられてきたが、近年では、リスクに覆われた現代社会の再生を見通すのに大切な組織であるという認識は、広がっているように思われる。いわば「包摂」と「排除」という二つの側面が表裏一体となって、町内会・自治会を特徴づけていると言える。

社会教育、特に公民館と町内会・自治会は、歴史的に近接な関係を持ってきた。日本の社会教育が地域社会に根ざした性格を持ってきた以上、地域社会の基盤組織たる町内会・自治会との親密な関係は、ある意味で必然的なものである。とはいえ、社会教育の概念の地域的多様性と地域社会の構造的な性格の違いによって、両者の関係性は地域によって異なる様相を見せている。東京23区と沖縄を比較すれば明らかである。

社会教育は曖昧さを含んだ概念である。社会教育の現象形態が多様であり、その実態がクリアな姿を示していないのに曖昧さを排除した概念規定を行うには無理があるように思われる。さしあたり社会教育は、社会と繋がり教育・学習を中心とした人間活動を通して、個人と社会の福祉(wellbeing)を実現していく意図を持った実践であり概念であると理解すれば、ある程度社会教育、特に公民館について記述することができるであろう。

本稿では、社会教育における人々の成長の在りようについて、地域共同体をベースにして考えてみたいと思っている。地縁的集团的活動としての町内会・自治会活動に地域住民としての個人が参加し、そこで生じる諸個人と地域共同体としての町内会・自治会との矛盾、相互関係に焦点をあて、それを媒介として個人の「善き生」(wellbeing)がどのように実現され、一定の人々には自律的な自己形成が可能となる様相について考えてみたい。

その際に、アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチ^{註4}とエージェンシー^{註5}の理論を援用する。

センの理論については、これまで数多くの訳書、著書や論文で紹介され研究されてきており、小稿で言及するのは恥ずかしい限りであるが、社会教育における自律的な自己形成の文脈でその理論的な枠組みを援用したい。

II. 個人の福祉とエージェンシー

大方の人々は、個人の幸福(wellbeing)な生活を實現することを求めつつ、日々の生活を送っているであろう。そのために人は、多様な、あるいは限られた選択肢の中から自らの選好を判断し、何らかの選択をしながら幸福を達成していこうとする。その過程で、さまざまな困難や苦難、逆境や困窮、矛盾や対立、悩みや迷い、戸惑いや諦めなどの壁を経て、あるいはそれらを乗り越えて、喜びや悲しみの感情を伴いつつ、その人としての「善き生」を實現していく人たちがいる。他方で、選択の自由が限られていて、自分の思っていた幸福とは異なる生活に至る人々もいるだろう。

各個人の生き方の選択において、たとえ本人自身が、自己の複数の選好を比較して何らかの選択を自覚的にしなかったとしても、その人の人生の流れの中で一定の選択行為はなされていると思われる。その過程に、揺さぶられるような出来事との遭遇、共感的な他者や芸術作品との出会いなど、環境的要因が加わることによる選択行為の促進がなされることは、普通に見られることである。

実際のところ、年齢を重ねていけば選択肢は狭まり、その人の生き方の幅も狭くなっていく。しかし、かなり早い年齢で選択肢が狭くなる人もいれば、年齢が高くなっても、生き方の幅は広がっている人もいる。同年齢であっても、その生き方の幅は、人さまざまである。

アマルティア・センは、このような選択肢の塊を「潜在能力(capability)」(日本語と区別するために「ケイパビリティ」と記述する)と捉えている。ケイパビリティとは、「我々が価値を認める理由のあるものという観点から、互いに比較し判断することのできる諸機能の様々な組み合わせを達成する能力」^{註6}と定義されており、日本語の「潜在能力」の意味とは異なる。人は、一定のケイパビリティを持っているが、それは人それぞれ多様であって、その中から

個人が主体的に選択した機能が實現され、各人の生活の質(wellbeing)に反映されていく。

しかし、ケイパビリティについて言えば、その人の生まれながらの環境・境遇、基本財(primary goods, ジョン・ロールズ)、個人の性質の多様性などによって、「選択しうる多様な選好」が狭められることは往々にしてあり得る。特に現代のような抑圧的な社会においては、本来あるべきケイパビリティが剥奪されるということは稀なことではない。そこで、「すべての個人に対して一定の客観的・絶対的な基本的な能力(ケイパビリティ、筆者)を保障するためには、個別的特徴…に応じた格差的な資源の分配が要請される」^{註7}のである。

センは、「福祉的自由(wellbeing freedom) = ケイパビリティ」(人々の行いや在りように関する基本的な能力の豊かさ)が、個人の意思決定に関する自由(主体的自由)と緊密な関係にあると捉えた。個人の福祉的自由を保障するためには、主体的自由としての市民的自由や政治的自由を保障する制度化は不可欠である^{註8}。自由の行使に際して、個人の選択が重視されるが、それを保障するための制度的耐性が必要である。

また、ケイパビリティの多様性と自由との連関について、センは、功利主義の価値概念を批判するとともに、ロールズの社会的な基本財という観念を批判している^{註9}。ロールズは、基本的自由が他の基本財に対する優先性を持つ、つまり自由の優先性を説いており、「人間存在の多様性にほとんど注意を払っていない」とセンは指摘する。一方、功利主義が価値とみなす「幸福である」ということは、必ずしも人生にとって唯一の価値的機能とは言えない。効用に基づく評価が幸福によって行われたとすると、その他の機能は実質的に無視されることになり、間接的に幸福に貢献する限りにおいてのみ評価されることになる、とセンは言う。

この問題は、固定化してしまった不平等や貧困を考える場合に表面化する。困窮し、切り詰めた生活を強いられている人でも、その厳しい状況を受け入れてしまっている場合には、願望の心理的尺度ではそれほどひどい生活を送っているようには見えないかもしれない。人は逆境の中にいると、手の届く達成可能なものに願望を限定してしまうであろう。貧困の極みにあるとしても、個人の困窮の程度は個人

の願望達成の尺度には表れないかもしれない^{注10}。つまり、個人個人のケイパビリティに関する社会的差異を扱う場合、「個別的特徴…に応じた格差的な資源の分配が要請される」のである。

さらにセンは、福祉の自由に関して、「エージェンシーとしての自由」と「自分自身の福祉の自由」とがあり、両者は異なると述べている。前者は、「ある個人が価値を認めるものを達成するための自由」であり、後者は、「ある人が自分の福祉を達成するための自由」である^{注11}。個人のケイパビリティは、後者のうちによく反映されるが、前者とは全く切り離して理解すべきものなのだろうか。センは、「エージェンシーとしての達成」が上昇するのは反対に、「自分自身の福祉の達成」の水準が下がってしまう可能性を指摘している。

たとえば私が地域の自治会長に就任し、長い間懸案事項であった子どもの通学路の安全の確保に自治会を挙げて取り組み、ようやく子どもの安全性が確保されたとする。その間の自治会やPTA、育成会等の役員や努力や苦労は並大抵のものではなく、その責任を負う自治会長の労苦は実際のところ大きい。労苦の大きさに伴い、達成した喜びも促進される。一方、その課題解決のために、何度も会議を開き、地域の関係する人々との対話を重ね、行政当局と交渉し、精力的に取り組んだ結果として体調を壊し、仕事を休まざるを得なくなることもあり得る。つまり、エージェンシーとしての達成(町会長としての職務の遂行)とは反対に、自分自身の福祉の達成(たとえば趣味の享受)が下降してしまうのである。

さらにやっかいなのは、個人の「福祉のための自由」と個人の「福祉の達成」が対立することがしばしば起こるという問題である。先の例で言えば、私の仕事が一段落して、私の自由に使える時間的余裕ができる。それまで多忙な仕事ゆえに好きなトレッキングを楽しむ余裕が全くなかったが、ようやく可能となった。しかし、現自治会長から次期の会長職に就くことを依頼され、数日間、悩んだ末に承諾する。私は、トレッキングという自分の福祉を達成する自由を得たが、より良い地域づくりのために活動したいというエージェンシーとしての自由も得た。悩んだ末、もし後者の自由を選択するとすれば、自分自身の福祉(wellbeing) = たとえばトレッキング、を選択する自由は狭まることになる。つまり、個人の

福祉の自由が、社会的な目的を達成するための自由に置き換わることにより、福祉のための自由と個人の福祉の達成が対立する事態に陥ってしまうのである。

この矛盾を克服するためには、個人のケイパビリティのうち、エージェンシーとしての達成が自分自身の福祉の実現に接続するような機能が含まれていることが一つの要件となる。下記に記すT氏の場合、仕事と活動を通して氏のケイパビリティが豊かに形成され、町会長としてのエージェンシーと氏自身の福祉の実現を調和させる機能が包摂されていることが見てとれるのである。そこで、まずはT氏のケースについて考察したい。

Ⅲ. T氏にとっての福祉のための自由

T氏は松本市でJA松本ハイランド組合長を務め、退職後、W地区の町会長、松本市町会連合会会長として、松本市の地域活動を牽引してきた人物である^{注12}。

松本市に地区福祉ひろば^{注13}が最初に設置されたのは1995年であったが、W地区には早くも1997年に福祉ひろばが設置された。設置当初、福祉ひろばの理念が地域で共有されず、町会長を務めていたT氏自身も「何故多忙な町会長にこういう業務を押し付けてくるのかと自問しながら反発をした」と言う。

ひろば事業は、公民館的な発想を取り入れて松本市らしい福祉システムづくりをするという趣旨であったが、その運営主体は不明確であり、もし町会が運営するというのであれば、町会組織そのものの変革が必要であり、地域住民の意識改革が必要である、という考え方をT氏は持っていた。「町会長は地域の中の道路を拡幅したり、ごみの問題や環境問題できりきり舞いしているのに、何で福祉ひろばのことまでやらなければいけないのか」と疑問を持ったのである。

実際、町会長だから福祉ひろばに関わってきたけれど、役を降りると積極的に関わることがなくなってしまいう人たちが多かった。そこでT氏は、新たに「福祉を考える集い」を企画し、福祉について学び討論する中で、いろいろなことに気がつき自分たちの意識を変えていった。「最初は町会長とし

での義務感で(福祉ひろばの運営に)参加していたんですが、だんだんと義務感ではなくなってきたんですよ。これは凄いことなんですね。」と語っている。

T氏は、協同組合の4つの基本的価値、「参加」「民主的運営」「誠実」「他人への配慮」を大事にして、「私のライフワークは集落活動だ」と誓い、農協の組合長をしながら町会長の仕事も担ってきた。そして、「集落に拠点を置き、集落共同体として活動すること」を自分の使命としてきた。従って、農協の仕事をリタイアした後、町会長として地域自治活動を自分の仕事として選択するのは最善のことであつたらう。

リタイア後の生き方をどう選択するのかは人それぞれである。人生の選択肢をいくつか持っている人にとっては、個人の福祉の自由の幅がある程度存在していることを意味する。趣味を新たに開拓して趣味活動を選択することができるし、畑仕事という選択肢もあるだろう。あるいは社会との接点を有する活動に参加したいと思うかもしれない。それは自分自身の福祉の自由を達成することである。

しかし、既述のようにエージェンシーとしての自由、つまり「ある個人が価値を認めるものを達成するための自由」がもう一方にあり、個人の福祉のための自由がエージェンシーとしての達成を選択することも大いにあり得る。

T氏の場合、リタイア後の生き方として、エージェンシーとしての自由、つまり地域貢献の道を選択したのである。「集落に拠点を置き、集落共同体の一員として活動すること」が、T氏にとっての福祉の自由の行使となったが、それは氏自身の福祉の達成と対立することなく、両者が重なり合い相互依存する幸福な生き方の選択となっている。

しかし、町会長として福祉ひろばの運営を担うことに疑問を持ち、松本市に対して「福祉ひろばについて思う」という提言をしたり、市政懇談会で要望書を提出したりした。ここでT氏には三つの選択肢があつた。福祉ひろばに関与しない、市の意向に従って福祉ひろばの運営に携わる、福祉ひろばが町会にとってどのような意味があるのかを考える、という3点である。当初は、市の意向に従って義務感で参加していたが、熟考する中でT氏の意識が変化していく。

T氏がこの局面で選択したのは、福祉ひろばが地域にとって必要なのか、町会として運営を担う意義

があるのか、さらに自分自身が納得してその活動に自分の時間を費やすことができるのか、というようなことを地域での集団的な学習活動を通して考えたいということであつた。そこで、W地区で「福祉を考える集い」を企画して始め、市の福祉ひろば担当部局の職員や松本大学の教員にも参加を要請し、分散会をしたり全体会で討議を重ねた。この集団的な学習活動を通して、「福祉はいろいろなものを包含した地域づくりだと、地域づくりが福祉ひろばの大きな仕事なんだと気がついたのでありますよ。」とT氏は語っている。このような地域での住民による学習活動は、松本市の公民館活動で培われてきたものであり、T氏のアイデアにもそうした松本市の公民館的伝統が反映していたのではないかと推察される。

センのケイパビリティとは、わかりやすく言えば、「ある人が行うことのできる、あるいはありうることのできるさまざまな機能の組み合わせ」^{注14}を表している。T氏の文脈で考えれば、地域での集団的な学習活動を通してT氏のケイパビリティが拡張し、善き地域社会づくりへの志向、義務感・責任感、自律性等という機能に加えて、地域づくりにとっての福祉の意義への共感という新たな選択肢が付加され、T氏はそれらの機能を合わせて選択したと考えられる。

T氏は、「人づくり、地域づくりを進めるには、まず仲間づくりが大切です。」と、福祉ひろばでのサークル活動の大事さを語っている。「サークル活動も、好きなことを何の隔たりもなく自由にやれることが楽しく、生きがいにもなっているんです。」と述べ、T氏自身、男性コーラスと男性料理教室に参加している。地域づくりを志向する延長線上で、T氏は自身の福祉の自由も達成していると言えるであろう。

T氏のケースを通して、エージェンシーとしての自由と自分自身の福祉の自由の関連についてみてきたが、T氏にあっては、選択できる機能がそのケイパビリティのうちに豊かに形成され、「善き生」を実現していることがわかる。それは、T氏自身の本来的な資質を前提に、農協活動や町会活動の経験を通して、さらに地域での学習活動を通して拡張されてきたものと言えよう。

しかし、行政の福祉システムが共感できないものであれば、義務感・責任感で福祉ひろばの運営に従事するという、T氏の個人的な負担が増大する(個人の福祉の自由と対立する)ことになる。行政のシ

システムが個人のケイパビリティの幅に作用を及ぼすことになり、特に町会の役員として活動する人にとっては、行政システムの如何が、そのケイパビリティの幅と関係することになる。行政システムとまで言わなくとも、行政からの依頼業務や会議が多く、多忙の中に個人が埋もれてしまうということは、しばしば耳にするところである。

と同時に、個人の学習へのモチベーション、生きる意欲・姿勢、他者との関係性などがケイパビリティの幅と福祉の自由に関わってくるであろう。それでは、これらの機能がどのようにケイパビリティとして包摂され発揮されるのか、この点はそれぞれの個人的資質や人間関係、その人を取り巻く環境などによって極めて多様であり、実証的研究が求められるところである。

IV. 町会の役員とエージェンシー

T氏は、私のインタビューにおいて、町会の役員の意識や人間関係について次のように述べていた。

「地区の役員は、義務的な位置づけで2年なり3年なり地区から選ばれてやっている。自分から進んでやる人も中にはいるかもしれないですが、ほとんどは義務感ですね。そういう中でボランティア的な機能を持った地域づくりをどうやって浸透させていくかということですね。義務感とボランティアは違いますから。そういう接点を見出さなきゃいけない。市の地域づくり課あたりで地域づくりというものの本質を論議しないと、いわゆる自浄作用でやっていける限界というのがあるんですね。役員も変わるしね。…私はこの集落に住んで、あんまり変わらない集落ですから、そういう中で生きて、自分の中で人間関係というものが大事で、気に入らない人も一緒にやっていかなきゃいけない。そういうところでつながりを持っていくのは一番ですね。…気に入らない人も一緒に地域の中でがんばっていかなきゃならない、それは人間性というもんじゃないですかね。」

既述の町会等実態調査では、W地区の場合、9割以上の住民が何らかの地域活動に参加しており、76%の住民が「町会は必要だ」と回答している。しかし、多くの人は、T氏とは違い、町会役員としての義務感から学習活動を経て、町会活動への前向きな姿勢を獲得していくというような経路をたどらな

いようだ。そもそも町会の役員を進んで引き受ける人が少ない。W地区の新興住宅地の町会長(インタビュー当時、以下同様)は、「町会役員になるのになかなか人がいないんですよ。」と語っている。別の町会では、町会長を決める会議に8人が集まり、2晩かけてようやく決まった。町会長を引き受けた人は、「たまたま出てきた中で年が上だったものですから、まあ押しつけられたというか。2日もかかりましたよ。」と語っている。

一方で、順番で役員を決めている町会では、「次はあなたですよ」と言うと、引き受けない人はあまりいないと言う。それは1年ないし2年という任期があるため、その期間は義務として役を務めるという事情がある。従って、町会運営としての継続性があまりないという指摘がなされる。

多くの人は、町会活動は必要だと思うので、自分が暮らす地域への義務感から町会長などの役員を担うが、T氏のように、その意義を十分に飲み込んだ上で積極的な姿勢で活動するわけではないようだ。「それぞれの役員になっている期間だけ何とか乗り切ればいいっていうような人がほとんどだと思うんですね。」(W地区地域づくり協議会役員)という言葉が、そのことを示している。

町会長として活動する2年間は、センが言うところの、「エージェンシーとしての達成」に取り組む過程である。その間は、善き地域社会づくりのために、自らの自由な時間を費やして地域活動に何らかの役割を果たす。そのかわり自分自身の福祉の達成に費やす時間が減少し、欲求不満が生じるかもしれない。そのような不満感や地域活動に役割を果たそうとする意欲にもマイナスの効果を与える可能性もある。逆に、エージェンシーとしての活動が、予想に反して喜びの感情を呼び起こし、義務感を越えて自分自身の福祉の達成にプラスの作用を果たすかもしれない。

両者の違いは、町会活動の内容の水準・質、その活動の意義、活動を行う各人のケイパビリティの違いなどに依存している。T氏の場合は、その活動の意義を十分に納得し、納得したことは前向きに取り組むというケイパビリティの機能があったため、エージェンシーとしての活動と自分自身の福祉の追求とが相互依存する関係になったと思われる。このプロセスには、地域における集団的な学習活動が作用し

たことは既に述べた。

エージェンシーとしての活動が自分自身の福祉の達成にプラスの作用を果たす可能性は、W 地区では地域活動への参加者が多く、9割以上の地区住民が「町会が必要である」と回答している事実が裏づけているように思われる^{注15}。実際、役員を経験してポジティブな感想を持っている人たちもいる。ある町内公民館長経験者(仮にM氏とする)は次のように語っている。

「年齢的にちょうどふさわしくなって回ってきた業務なんですけど、性格が内向的で、外に出るのが嫌いな方なんです。だから、回ってきてかなり悩んだんですね。それを受けてからは、積極的にならざるを得ない部分が増えたんですね。そういう意味では、逆にそういう場を与えてもらって感謝しているんですけどね。確かに人を集めてくるのは難しいですし、でも、仲間をつくって、行事を盛り上げてくれて、いいですね。人数少ないとか納得して、変に割り切っちゃうところもあるんですけど、そういう意味でいいことも悪いこともあるね。全体的に良かったんじゃないかと思いますね。」

M氏は、義務感ではなく、地域への責任意識を持って町内公民館長を担っており、「今までの流れで気楽にやりたい」という姿勢で活動を行ってきた。従って、順番で義務として仕方なく2年間やればいいや、というような意識ではなく、悩んだ末に引き受け、引き受けた以上は積極的に取り組むという真摯な姿勢があった。このようなM氏のケイパビリティの機能が引き出され、エージェンシーとしての追求が個人の福祉の達成とそれほど矛盾しなかった要因として挙げられる。

町会長は多忙であるが、町内公民館長は多少時間的なゆとりもあり、公民館事業も参加すれば楽しい。そのため、「最初はボランティア感覚で来ているんですけど、いろんな人と話ができるということは良かったと思います。」「今、館長になって、だいぶ人を覚えるようになった。人とのつながりがだいぶできています。困ったことは特にはないですね。」と、他の町内公民館長も語っている。

町会長は、行政との関係でたえず業務が降りてくるため、エージェンシーとしての追求をもっぱら行わなければならない、個人の福祉の達成は置き去りにされてしまう傾向がある。ここに個人のケイパビ

リティの機能の新たな付加が難しい背景があるように思われる。

ところでT氏は、町会活動における人間関係の大事さを語っている。「気に入らない人も一緒に地域の中でがんばっていかなきゃならない、それは人間性というもんじゃないですかね。」と語っており、エージェンシーの追求において「人間性」を培うことが、個人の福祉にも関係してくることが示唆されている。個人のケイパビリティの機能として「人間性」が位置づかなければ、福祉の概念とは相いれないことになろう。先に紹介した町内公民館長はいずれも人間関係が豊かになり、その意味では「人間性」が何かしら培われたと言えるであろう。

一方で、義務感のみで町会の役員を引き受けた人は、前述の町内公民館長と異なり、自分自身の福祉の達成が低くなることが予想される。それはインセンティブの差が関連していると思われるが、そもそも「人間の多様性」(外的な状況と内的な特質)が福祉の達成の差に関連してくるであろう。人間の多様性に伴うケイパビリティの不平等という問題を解消するためには、人々のケイパビリティをより平等な方向に持っていくような配慮がなされるのが望ましいとされる。

センによるケイパビリティの平等は、各人が持っているキャパシティー(能力の容量)に応じて実現される自由ではなく、達成の平等を実現するための自由によって保障すべきものである。たとえば、町内会における会員参加を進めるために、町内会活動のDX化を推進することを総会で決めたが、各家庭のIT能力は様々である。そこで、それぞれの家庭のキャパシティー(ここではIT能力)に応じて参加すれば良いとするのではなく、ITに弱い家庭には講習会でいいいにスキルを教え、最新の技術に弱い高齢者等には何らかのサポートをして、すべての家庭が同じ水準で平等に参加できるようにする状態を、ケイパビリティの平等と言う。

橋本務はこのようなセンの理論を発展させて、「潜勢的な可能性としてのケイパビリティ」論を提起している^{注16}。橋本は、既に確定された「潜在的」能力ではなく、未開発で未確定な「潜勢的」能力に注目し、それは「可能性」にとどまるとする。この状態を「潜勢的な可能性としてのケイパビリティ」と称し、センの「保障モデル」に対して「潜勢力モデル」と名づ

けた。

この「潜勢力モデル」が必要である理由として橋本は、「社会全体として、各人のケイパビリティの「源泉」に対する支援が、結果として善き生そのものを増殖させると予期される」からであり、「善き生の増殖を通して、目的をもたずにエンパワーメントされた人間が、新しく生成した目的のために、その潜在力を発揮できるような社会環境を手に入れると展望しうる」からであると述べている。

たとえば私が自治会長の役に就いている時、近くに引っ越してきた人に自治会主催のフェスティバルに誘うとする。誘われた彼(及びその家族)は、初めて参加した行事が楽しかったので、その後のウォーキング等々の自治会行事にも参加するようになる。以前住んでいた地域には自治会がなく、彼自身、住んでいる地域にも関心がなかった。しかし、行事に参加する中で地域の自治会という存在を知り、暮らし始めた地域や自治会に関心を抱くようになる。こうして彼のケイパビリティのうちに地域と自治会への関心という、新たな機能が付加され、彼自身、自分の世界と視野が広がったという実感を持つ。橋本の「潜勢的な可能性としてのケイパビリティ」を通俗的に翻訳すると、実際にはあまり見られない事象かもしれないが、このようなことではないだろうか。

センのケイパビリティ・アプローチを「保障モデル」と呼んで良いのかどうか疑問に思うところであるが、「潜勢的な可能性としてのケイパビリティ」というアイデアは、社会教育の学習論として考えれば示唆的である。町内会・自治会活動に参加することにより、集団的なノンフォーマル、インフォーマルな学習活動が行われ、その活動を通じて多様な自己形成がなされる。町内会・自治会活動の目的はエージェンシーとしての達成(より良い地域づくりの実現)に置かれるが、エージェンシーとしての活動のプロセスにおいて、行為の担い手が矛盾や葛藤に直面し、多様な人々と出会い、そこで熟議とインフォーマルな学びが行われれば、橋本の言う「潜勢的な可能性としてのケイパビリティ」への発展が展望できるのかもしれない。「いまだここにはないものを学」びながら地域活動を通じてエンパワーメントされた個人が、やがて自分自身の福祉を実現することができる可能性がある。

橋本の「潜勢的な可能性としてのケイパビリティ」

論は、社会教育における拡張的な学習^{注17}への示唆として受けとめることができるかもしれない。

V. 公民館活動、個人・地域の福祉の実現、自律的な自己形成

本稿でキーワードとなっている「福祉」という用語の意味はかなり幅広く、用いられる文脈によって意味が異なる。広井良典は、「福祉」の意味として、①幸福、安寧、②社会保障、③社会福祉、という三つを挙げている^{注18}。英語では、wellbeing、social service、welfareという単語が該当するが、明瞭な概念規定は難しい。アマルティア・センの訳書では、wellbeingを福祉と訳しており、①幸福、安寧の意味で用いられている。

日本では、③の意味合いで福祉という言葉が語られることが多いように思われるが、教育基本法前文の「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」という文言では、「福祉」はwellbeingの意味に近い。社会教育法第20条では、公民館の目的の一つに「社会福祉の増進に寄与する」という文言があり、英訳はsocial welfareである。

本稿では、①の意味を正面に据え、③の意味も含ませて福祉と称している。そのような意味合いで福祉を理解すれば、公民館の目的は、学習を中心とする人間活動を通じた福祉(wellbeing = 幸福)の実現であると言うこともできよう。

公民館活動を通して達成すべき福祉は3つの側面を持っていると考えられる。1つは、学習・文化活動を通じた個人の福祉の実現である。個人の自己実現、福祉の達成であり、公民館で最もよく観察される側面である。1960年代における都市化の進展を経て一般化してきた公民館の機能であり、地方にも浸透していった。

2つ目は、コミュニティにおける関係的福祉の実現である。公民館における集団的な学習・文化活動を通して、人と人との関係性を形成する中で個人の福祉を実現する。この側面は、戦後の公民館活動において共同学習として大事にされてきた。共同学習は問題解決学習であるとともに学習を通じた関係性の構築である。

3つ目は、地域社会の福祉の実現である。この側面は、既述のように個人の福祉の実現との調整・融

合の在りようが問題となり、本稿で一定論じたところである。個人の学習・文化活動や遊び・交流活動と地域活動とのハイブリッドな融合が求められるが、個人の自由と善き地域社会の実現との間に絶えず緊張関係が生じる。

松本市では、町会・町内公民館が住民主体の学習と住民自治の基盤となり、地域志向の公民館活動が松本市の公民館観のベースとなってきた。地域の中での集団的な活動を通して住民は成長している。そして、地域の福祉づくりが善き地域社会づくりになっているのである。この中で地区公民館の存在は大きい。公民館での自由な集団的学習活動(趣味・教養的なサークル活動など)が、このような住民の地域自治活動の土壌となっている。こうしたトータルな地域の福祉活動をサポートしているのが公民館職員などである。

実のところ地域の現実、このように美しく絵を描けるものではないが、大まかな構図はこのように描くことができるであろう。松本市の場合、本稿で考察したように少くない矛盾や葛藤を内包しつつも、町会活動におけるエージェンシーとしての達成が公民館と結びついている点に特徴があり、総じてそれは地域にとって幸運なことだと言えるであろう。この結びつきの中に社会教育的な視点—地域における人と人との関係づくりと語り合い、自由な学び合いなど—が位置づくことにより、個人の自律的な自己形成が促されていく可能性が見られるのではないかと考える。

本稿は、ケイパビリティの違いによるところの、エージェンシーと個人の福祉との矛盾、他方での調和について、T氏と何人かの町会長、町内公民館長の言説に基づき考察した。人々は、多様な条件のもとでの多様な生き方を経る中で、現在のケイパビリティの質が形成されている。ケイパビリティの質をより豊かなものにする経路は多様であるが、本稿では、社会教育と公民館活動による学習を中心とした人間活動に注目した。T氏のケースでは、公民館における集団的な学習活動が、氏のケイパビリティの拡張(機能の拡張)の原動力となっている。公民館での学習活動にとどまらず、地域活動を担う中でのインフォーマルな学習活動と関係性の構築のプロセスは、新たなケイパビリティ形成の重要な要因になっている。

自律的な自己形成と言っても、自律の程度はそれぞれ個人によって多様であり、何をもって自律的な自己形成と価値づけることができるのか、あいまいである。しかし、T氏が当初、福祉ひろばに対して疑問を持ち、主体的にその地域的意義を学び納得した上で、福祉の地域づくりの重要性を認識し、自らの意思でその活動に参加していく過程は、自律的な自己形成の過程であると言ってよいであろう。その自己形成の過程に、以上に見たケイパビリティの拡張が密接に関連しているのであり、結びついているのである。

注

- 注1 『松本市町会等実態調査報告書(和田地区、安原地区、城北地区、入山辺地区、梓川地区)』松本市、名古屋大学研究チーム(2012~2014).
- 注2 松田武雄『コミュニティ・ガバナンスと社会教育の再定義』福村出版(2014)などを参照。
- 注3 和田春樹『マルクス・エンゲルスと革命ロシア』勁草書房(1975).
- 注4 センのケイパビリティ・アプローチについては、いくつかの批判がなされている。橋本務『自由原理 来るべき福祉国家の理念』岩波書店(2021).
- 注5 エージェンシー(Agency)とは、「経済合理性を越えようとするところに人間の自発性や主体性を見出そうとするセンが用いる概念。具体的には、自分の周囲にいる人たちなどの願いを自分の使命として引き受けようとするをいう。」アマルティア・セン/池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討 潜在能力と自由』岩波書店、p.112(1999).
- 注6 アマルティア・セン/池本幸生訳『正義のアイデア』明石書店、p.338(2011).
- 注7 アマルティア・セン/後藤玲子著『福祉と正義』東京大学出版会、p.80、p.78(後藤玲子の執筆)(2008).
- 注8 同上、p.77~78.
- 注9 アマルティア・セン/大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者』勁草書房、p.247~255(1989).
- 注10 『不平等の再検討 潜在能力と自由』(前出)、p.76~77.
- 注11 同上、p.86.
- 注12 田中秀一『統・地域のなかへ』地域のなかへ編集委員会(2005).
- 注13 地区福祉ひろばには5つの理念がある。「福祉文化」を創造する、「福祉」を中心に地域を変える、地域の皆さんの「福祉」の拠点、「健康づくりなどについて学ぶ」、いきいき人生の「健康づくり」。(「地区福祉ひろばってな〜に」松本市)。
- 注14 岩松良樹『センの正義論 効用と権利の間で』勁草書房、p.137(2003).
- 注15 調査は2011年11月~12月に実施した。2012年2月1日現在で、世帯数は1,359世帯、人口は4,054人。10町会。住民1,000人を無作為抽出し、有効回答数は568人、回収率は56.9%であった。『松本市町会等実態調査報告書(和田地区)』松本市(2012).
- 注16 橋本務『自由原理 来るべき福祉国家の理念』前掲、p.140~150.
- 注17 ユーリア・エンゲストローム/山住勝広監訳『拡張的学習の挑戦と可能性 いまだここにはないものを学ぶ』新曜社(2018).
- 注18 広井良典編著『福祉の哲学とは何か』ミネルヴァ書房(2017).

文献

- Amartya Sen and Bernard Williams (1982), "Utilitarianism and Beyond", *Maison des Sciences de l'Homme and Cambridge University Press*(後藤玲子監訳『功利主義をのりこえて』ミネルヴァ書房, 2019).
- Amartya Sen (1987), "On Ethics and Economics", Blackwell Publishers Ltd(徳永澄憲・松永保美・青山治城役『経済学の再生 道徳哲学への回帰』麗澤大学出版会, 2002).
- Amartya Sen (1982), "Choice, Welfare and Measurement", Basil Blackwell Publisher(大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者』勁草書房, 1989).
- Amartya Sen(1992), "Inequality Reexamined", Oxford University Press(池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討 潜在能力と自由』岩波書店, 1999).
- Amartya Sen(1999), "Reason before Identity", Oxford University Press(細見和志訳『アイデンティティに先行する理性』関西学院大学出版会, 2003).
- Martha C. Nussbaum and Amartya Sen(1993), "The Quality of Life", The United Nations University(竹友安彦監修・水谷めぐみ訳『クオリティ・オブ・ライフ』里文出版, 2006).
- Amartya Sen (2009) "The Idea of Justice", Penguin Books Ltd.(池本幸生訳『正義のアイデア』明石書店, 2011).
- Lawrence Hamilton (2019), "Amartya Sen", Policy Press Ltd(上島裕子訳『アマルティア・センの思想 政治的リアリズムからの批判的考察』みすず書房, 2021).
- Yrjö Engeström(2016), "Studies in Expansive Learning", Cambridge University Press(山住勝広監訳『拡張的学習の挑戦と可能性 いまだここにはないものを学ぶ』新曜社, 2018).
- アマルティア・セン/後藤玲子『福祉と正義』東京大学出版会, (2008).
- 後藤玲子『福祉の経済哲学 個人・制度・公共性』ミネルヴァ書房(2015).
- 後藤玲子『潜在能力アプローチ 倫理と経済』岩波書店(2017).
- 絵所秀紀・山崎幸治編著『アマルティア・センの世界 経済学と開発研究の架橋』晃洋書房(2004).
- 鈴木興太郎・後藤玲子『アマルティア・セン 経済学と倫理学 改訂新版』実教出版(2002).
- 橋本務『自由原理 来るべき福祉国家の理念』岩波書店(2021).
- 若松良樹『センの正義論 効用と権利の間で』勁草書房(2003).
- 広井良典編著『福祉の哲学とは何か』ミネルヴァ書房(2017).